

東水沢保育園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号。以下「最低基準条例」という。）及び奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定める条例（平成26年奥州市条例第24号。以下「運営基準条例」という。）に基づき、施設の運営に関する重要な事項を定めるものとする。

(名称及び所在地)

第2条 社会福祉法人愛護会が設置するこの保育園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 東水沢保育園
- (2) 所在地 岩手県奥州市水沢真城字町屋敷325番地

(保育園の目的)

第3条 東水沢保育園（以下「本園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

(運営方針)

第4条 本園は、良質かつ適切な内容及び水準の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 本園は、本園を利用する子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って保育を提供する。
- 3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、岩手県、奥州市、小学校、認定こども園、他の保育所、幼稚園等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、最低基準条例、運営基準条例、その他関係法令を遵守し運営を行う。

(提供する保育の内容)

第5条 本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）に基づき、園児の発達段階に応じた年間保育計画に基づき、月案、週案、日案により保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の員数については最低基準条例及び付随する補助金等の事業で定める配置基準以上とする。なお、員数は園児の数により変動することがある。

- (1) 園長 常勤専従 1人
園長は保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を統括する。
- (2) 副園長 常勤専従 1人
副園長は園長を補佐し、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の勤務及び業務の調整を行う。また、保護者対応、苦情の受付、現金出納に関する業務を行う。
- (3) 主任保育士 常勤専従 1人
主任保育士は、園長及び副園長を補佐し、保育計画の立案、育児相談、地域子育て支援活動及び保育活動について保育士を統括する。
- (4) 保育士 12人以上
保育士は、保育計画の立案とその計画に基づき園児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育に従事し、家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 栄養士 1人以上
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食及び幼児食に係る献立を作成するとともに本園全般の食育指導を行う。
- (6) 調理員 3人以上
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する業務を行う。

- (7) 看護職員 1人以上
看護職員は、園児の健康管理と本園全般の衛生管理を行う。
- (8) 嘱託医 1人(非常勤)
嘱託医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談及び指導を行う。
- (9) 嘱託歯科医 1人(非常勤)
嘱託歯科医は、園児の歯の健康管理を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談及び指導を行う。

2 保育補助及び用務員等その他の職員は、必要に応じて置くことができる。

(保育を提供する日)

第7条 本園が保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

(保育を提供する時間)

第8条 本園の保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時から午後6時までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者(以下「保護者」という。)が保育を必要とする時間。

なお、午前7時から午後6時までの範囲外の時間帯において、保育が必要な場合は、午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。

なお、午前8時30分から午後4時30分までの範囲外の時間帯において、保育が必要な場合は、午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第9条 保護者は、保護者の居住する市町村の長が定める保育料を当該市町村に支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として下記に定める費用について、本園は保護者から実費の負担を受けるものとする。

項目	金額
副食費	国が定める公定価格の額
長袖トレーナー	1枚4,200円から5,000円程度
半袖	1枚2,500円から3,500円程度
半ズボン	1枚2,000円から2,500円程度
カラー帽子	1枚1,000円から1,500円程度
岩手県学校安全互助会費	岩手県学校安全互助会が定めた額 (年額150円から200円程度)
日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金	日本スポーツ振興センターが定めた額 (年額300円~350円程度)
遠足・園外保育に関する費用 (バス代、入場料など)	実費
出席ブック	実費(400円~600円程度)
はさみ	実費(400円~600円程度)
のり	実費(200円~400円程度)

粘土	実費（５００円～８００円程度）
粘土ケース	実費（５００円～７００円程度）
色鉛筆	実費（１，０００円～１，２００円程度）
連絡帳	実費（１００円～２００円程度）
名札	実費（１５０円～２００円程度）
父母会費	年額４，０００円程度（年額は毎年保護者会で決定）
延長保育料	１日５００円～１，０００円 １月３，５００円～７，０００円

（１）本表の副食費は３～５歳児クラスの園児を対象とする。ただし、徴収減免対象者の負担額は市町村の長が定める額を限度とする。

（２）本表において、金額の範囲を定めているものについては、別に重要事項説明書等において金額を定める。

- ３ 前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることができる。

（利用定員）

第１０条 本園の利用定員は１１０人とし、その内訳はおおむね次のとおりとする。

年齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
２号・３号	７人	１５人	１９人	２３人	２３人	２３人	１１０人

（利用の開始及び終了に関する事項等）

第１１条 本園は、奥州市が行った利用調整により本園の利用が決定され、かつ、保育の実施について奥州市から保育の委託を受けたときは、これに応じる。

- ２ 園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了する。
- （１）当該園児に係る支給認定の効力が失われたとき
 - （２）保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき
 - （３）奥州市が当該園児の利用継続について不可能であると認めたとき
 - （４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第１２条 本園の職員は、保育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- ２ 保育の提供により事故が発生した場合は、奥州市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- ３ 本園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- ４ 本園は、園児に対して、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- ５ 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が３０日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、奥州市に報告する。

（非常災害対策・安全対策）

第１３条 本園は、非常災害に備えて、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を含め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月１回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。

- ２ 本園は定期的に消火用具、避難口、警報器その他防災に関する設備及び火災発生のおそれのある場所を点検し、必要な措置を講じなければならない。
- ３ 本園は、毎月１回以上、遊具を点検し、必要な措置を講じなければならない。

4 本園は、園児のアレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

(虐待の防止のための措置)

第14条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のための責任者の設置、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

2 本園は、保育の提供中に、本園の職員または養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定により、奥州市・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第15条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(欠席)

第16条 園児が欠席する場合には、保護者は本園に届け出るものとする。

(健康管理)

第17条 本園は、常に園児の健康に留意し、年2回以上の健康診断及び歯科検診を実施し、その結果を記録するものとする。

2 本園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第18条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の保育方針、成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、個別面談、園便りなどを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 本園は、障がいや発達上の支援を必要とする子どもとその保護者に対して、十分な配慮のもと教育・保育及び支援を行う。子どもや保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

3 本園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもが快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(秘密の保持)

第19条 本園の職員は、業務上知り得た園児及びその保護者等の秘密を保持する。

2 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(業務の質の評価)

第20条 本園は、保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育の質の向上を目指す。

2 保育士等の自己評価及び保育園の自己評価については、年1回行う。

3 保育園の自己評価については、その結果を公表する。

(記録の整備)

第21条 本園は、以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画 5年間保存

(2) 提供した保育に係る提供記録 5年間保存

(3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存

(4) 保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 5年間保存

(6) 保育所児童保育要録 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

(職務・会議)

第22条 園長に事故あるとき、又は欠けたときは、副園長がその職務を代理する。

2 職員の事務分掌は、別に定める。

3 園長は、園の適正な管理運営をはかるため、月1回、その他必要の都度、職員会議を主催しなければならない。

(掲示)

第23条 本園は、園内の見えやすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他の利用者の保育の選択に資すると認められる重要事項を書面により掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

(その他運営についての重要事項)

第24条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛護会と園長との協議により取扱うものとする。

(付則)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 東水沢保育園管理運営規則(昭和58年4月1日施行)は廃止する。

3 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

4 この規程は、平成30年3月5日から施行する。

5 東水沢保育園分室設置・運営規則(平成14年1月1日施行)は廃止する。

6 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

7 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

8 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

9 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

10 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

11 この規程は、令和7年1月1日から施行する。